

眺望景観検討部会の設置について（案）

1 設置の趣旨

景観審議会において、市長の諮問に応じて「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」等について調査・審議するに当たり、基本的な考え方の整理や課題への対応策等について専門的かつ具体的な調査・検討を行うため、広島市景観審議会規則（以下「審議会規則」という。）第7条第1項の規定に基づき、「眺望景観検討部会（以下「部会」という。）」を設置することとする。

2 部会の概要

(1) 位置付け

部会は具体的な検討作業を行う場として位置付け、諮問事項に係る審議は、部会における検討結果等を踏まえ、景観審議会において行うものとする。

(2) 所掌事務

部会においては、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観に関するもののほか、市内の他の眺望景観に関しても検討を行うことができるものとする。

(3) 部会に属する委員の指名

審議会規則第7条第2項の規定により、部会に属する委員及び臨時委員は会長が指名することとなっており、後日、臨時委員を含めて会長の指名により選任することとする。

(4) 運営方法等

部会長の選任など、部会の運営方法等については、審議会規則及び別紙「広島市景観審議会眺望景観検討部会運営要領」に定めるところによる。